

御意見の要旨	市の考え
条例の名称について	
<p>1</p> <p>○ 「男女共同参画」ではなく <b>SDGs</b> 等で掲げられている「ジェンダー平等」を使った以下のような名称に変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ジェンダー平等条例</li> <li>➤ ジェンダー平等を目指す条例</li> <li>➤ ジェンダー平等参画社会条例</li> <li>➤ ジェンダー平等参画社会実現条例</li> <li>➤ ジェンダー平等推進条例</li> <li>➤ ジェンダー平等実現条例</li> <li>➤ ジェンダー平等基本条例</li> </ul> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>SDGs</b> でジェンダー平等が掲げられて世界の大きな流れがあり、若者たちにも響くと思われるため。</li> <li>・ 今、条例を作るならジェンダー平等社会を目指してほしいため。</li> <li>・ 「男女共同参画」は男女平等、ジェンダー平等の過程や手段を表すものであり、表現として適切ではないから。</li> <li>・ 「ジェンダー平等」は <b>2021(ユークキャン)新語・流行語大賞トップ 10</b> に入るなど広く認知されている。</li> <li>・ 時代とともに名も変化すべきではないか。</li> <li>・ ジェンダーフリーは大きな社会問題となり、意識化されてきているため。</li> <li>・ 八王子市の提案されている男女共同参画社会では時代遅れであると思われるため。</li> <li>・ ジェンダー平等の推進をしていくことを明確に示すことが重要であるため。</li> <li>・ 「男女共同参画」では権利が平等である</li> </ul>	<p>「ジェンダー平等」は、SDGs の 17 のゴールのひとつに掲げられ、様々なメディアを通じて子どもから高齢者まで幅広く耳にしている言葉です。国においても、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ様々な取組が行われてきました。ジェンダー平等の実現に向けては、個人としての意識醸成や行動変化だけでなく、社会における制度や慣行の改革が必要であります。そこで、基礎自治体として、企業や地域における改革を行っていくに当たって、市、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が共通理解のもと、一体となって男女共同参画の推進に取り組む必要があります、名称はそのことが明確に伝わるよう、「男女共同参画推進条例」に修正します。なお、前文において、「ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた」ことを明記します。</p>

	<p>かどうか、広く伝わりづらいと思われるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ジェンダー平等」が内閣府男女共同参画局の文書やマスコミでも多く使用されて、その概念は市民に広く周知されているため。</li> <li>・ シンプルな言葉を使ってほしいため。</li> <li>・ ジェンダー平等社会をつくっていくことは、持続可能な人類の繁栄にむけても重要課題であるため。</li> </ul>	
2	<p>○ 「男女共同参画」ではなく「男女平等」を使った以下のような名称に変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 男女平等条例</li> <li>➢ 男女平等基本条例</li> <li>➢ 男女平等参画社会条例</li> <li>➢ 男女平等参画条例</li> <li>➢ 男女平等共同参画条例</li> <li>➢ 男女平等共同参画社会推進条例</li> <li>➢ 男女平等参画推進条例</li> <li>➢ 男女平等社会条例</li> <li>➢ 男女平等社会への基本条例</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「平等」ではなく「共同」であると、男女対等な社会の実現に向けて、一步も二歩も引いた印象を受けるから。</li> <li>・ 男女共同参画は男女平等社会の実現のプロセスであり、目指すべきは男女平等社会、ジェンダー平等社会にあるため。</li> <li>・ どういう社会を目指していくかがはっきりしないことから上記の名称にすることで馴染みやすく、目的がはっきりするため。</li> <li>・ 前文に憲法第 14 条の「法の下での平等」を掲げているのならば「男女平等」と明確にすべきであるため。</li> </ul>	<p>憲法第 14 条では、性別だけでなく人種、社会的身分などによって差別されることのない「平等」が規定されています。しかし、男女間の制度的な格差や、性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題が依然として残っているのが現実です。そのため、まずは、市内のあらゆる分野において、男女が共に参画することを推進していくことで、誰もが尊重される社会の実現につながるものと考えています。</p> <p>名称については、条例の目的が明確に伝わることが重要であり、今回制定する条例の目的が「男女共同参画の推進」であるため、「男女共同参画推進条例」に修正します。</p> <p>※憲法 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>• これまでプランなどの推進で男女共同参画は実現しつつあるが、それにも拘わらず男女の賃金格差、性被害、DV等の問題が解決していないのは、男女平等という憲法上の理念が市民に浸透していないことが根本原因と考えられるため。</li><li>• 男女共同参画よりも男女平等というシンプルな言葉の方が、わかりやすく、市民にも届きやすいため。</li><li>• 今や男女共同参画の「実現を目指す」段階ではないため。</li><li>• 「男女平等」という考え方があれば、どのような課題が起きても公平な解決策を提示できると思われるため。</li><li>• 次世代の子供たちにその理念を浸透させるためにも「男女平等」の教育をあらゆる場面で具体的に推進していくことが必要と思われるため。</li><li>• 「共同参画」というのは前時代のものがあるため。</li><li>• 現状認識からいっても現在の課題はジェンダー平等、男女平等社会の実現であるため。</li><li>• 条例が目指すべき方向性をしっかりと示す名称を使っていくことが有効。</li><li>• 男女共同参画社会基本法という法律の名称を使ったことで、目指すべき理念や方向性があいまいとなり、結果、gender equality の概念が明確に日本社会全体に伝わり切らなかったと感じるため。</li></ul>	
---	--

<p>3</p>	<p>○ 男女だけでなく多様な性に配慮した以下のような名称に変更してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ジェンダー平等条例</li> <li>➤ ジェンダー平等実現条例</li> <li>➤ ジェンダー平等基本条例</li> <li>➤ ジェンダー平等参画社会の実現を目指す条例</li> <li>➤ ジェンダー平等社会条例</li> <li>➤ 女性と男性及び多様な性の平等参画条例</li> <li>➤ 女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例</li> <li>➤ 誰もが参画できる社会の実現を目指す条例</li> <li>➤ 性差別撤廃条例</li> </ul> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 人 1 人が個性として尊重されるということを表現している言葉としてジェンダーを使うのが、今作る条例として最適であるから。</li> <li>・ LGBT など多様な性を考慮して、国立市の「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が理想であるから。</li> <li>・ 近年、男性女性と多様な性の方も含めてより広範な人たちが自分らしく生きる社会を平等な社会を目指すことが求められているため。</li> <li>・ ジェンダーの枠全てを取り払い、全ての人が個人として尊重される八王子を目指すため。</li> <li>・ 男女間、又は LGBTQ の方々との間に不平等があることが本質であるため。</li> <li>・ 性の多様性が認識されているなか表現は単に「男女平等」ではなく「ジェンダー平等社会」が目標となるべきであるため。</li> </ul>	<p>「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）、性自認（自分が認識している自分自身の性別）、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）等、様々な要素からなると考えられていることは認識しています。しかし、男女間の制度的な格差や、性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題が依然として残っており、男女が共に参画する社会が実現されていないのが実態です。まずは、男女共同参画を推進していくことが、多様な性を含めた性別をはじめ、年齢、国籍等の多様性を認め合い、それぞれが個人として尊重される社会につながると考えます。</p> <p>名称については、条例の目的が明確に伝わるのが重要であり、今回制定する条例の目的が「男女共同参画の推進」であるため、「男女共同参画推進条例」に修正します。</p>
----------	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間の性は多種多様であり、男性・女性と二分化できるものではないため。</li> <li>・ 男と女だけではない昨今を反映していないため。</li> <li>・ ジェンダー平等社会の実現は世界的潮流であり、多様な性の平等参画社会を実現していくべきであるため。</li> <li>・ 男女平等をうたい、「性的マイノリティ」を包摂するということを明示すべきである。</li> <li>・ 条例の内容がとても狭くなっているため。</li> <li>・ 社会は単純に男女で分けられないという認識はすでに広がってきているから。</li> <li>・ 男女で表せない多様な性の時代になったため。</li> <li>・ 国際的に使用されている「ジェンダー」という用語を使用するのが最もふさわしいため。</li> <li>・ 性の多様性が理解されるようになり、ジェンダーと言われることが多くなっているため。</li> <li>・ 性による差別を撤廃する意図が含まれているべきであるため。</li> <li>・ 男女という言葉を外して本気さを示すことが大切であるため。</li> <li>・ 性別等にとらわれない一人の人間としてという視点が大切であることから、多様性、多文化共生といった文言が入った方がよいため。</li> <li>・ 「男女」という特定の性カテゴリを指す表現は、現代社会では多様なセクシャルや価値観を否定しているように受け止められる危険性があるため。</li> <li>・ 男女という限られた括りで語るのでは</li> </ul>	
---	--

	なく、八王子市民や八王子市で生活する人々等に名称を変更するべきであるため。	
4	<p>○ 「目指す」という文言を削除してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画は男女平等の手段あるいはその過程であり、目指す姿は男女平等であるため。</li> <li>・ 「実現する」ではなく、その手前の「目指す」という言葉は一步も二歩も引いた印象を受けるため。</li> <li>・ 男女共同参画社会が最終目標と読め、それでは法律の言っていることを反映していることにならないため。</li> <li>・ 法令の名称は内容を簡潔・的確に示すものだから。</li> <li>・ 曖昧かつ消極的な表現であるため。</li> </ul>	名称については、条例の目的が明確に伝わる事が重要であるため、今回制定する条例の目的が「男女共同参画を推進する」ことから、「男女共同参画推進条例」に修正します。
前文について		
5	○ 「日本国憲法に…多くの課題が残されています。」(1～7行目)は女性差別に関する内容であり、明瞭な言葉を使う必要がある。	頂いた多様な御意見を踏まえ、国や国際社会の動向、八王子市の状況、男女共同参画の課題について整理し修正します。
6	○ 市のプラン策定は1989年に開始され、この時点で取組が始まっているため、「平成11年(1999年)に「男女共同参画都市」を宣言し、…」(2、3行目)という記載は正確性に問題があるのではないか。	
7	○ 八王子市の取組の開始は「男女共同参画都市」宣言ではなく、1986年の「八	

	王子市婦人問題懇談会」の設置、1989年の「女性のための八王子プラン」策定であることを正確に記述すること。
8	○ わが国は 1985 年国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、八王子市においても男女共同参画課の設置や「男女共同参画都市宣言」までの経緯がある。こうした世界的な歴史の流れと今日当市の条例制定に向けた問題意識についての明示が必要である。
9	○ 「著しく」(5 行目) という文言を削除してほしい。 (理由) ・ 女性の社会経済分野への進出は「著しく」進んでいるとはいえないことは、ジェンダーギャップ指数が 156 カ国中 120 位であることから明らかであり、表現が不適切だから。 ・ 「女性の社会進出は著しく」の内実を考えると違和感があるため。
10	○ 「暴力など性別に」(7 行目)を「暴力や貧困など性別に」とする。 (理由) ・ 素案の説明中、ポイント③で「コロナ禍によって非正規雇用による雇用・収入の不安定化」とあるように、「暴力」に加えて「貧困」も女性にとって重要な課題であるため。
11	○ 多くの課題(7 行目)の 1 つとして、男女の経済格差又は貧困について明記すべきである。
12	○ ジェンダー平等を明らかにするためにも、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や「男女共同参画社会基本法」について記載してほしい。

	<p>い。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この条約に沿って様々な取組が行われていることを知ることは大事であるため。</li> <li>・ 世界の潮流のなかで女性の人権に焦点があてられたことや、遅々として進んでいないことを示すことで条例制定の意義が明らかになるため。</li> </ul>	
13	○ 男女共同参画センターの果たしてきた役割について盛り込むべきである。	
14	○ 「桑都」における女性の労働など、八王子市の女性史等の他自治体にはない特徴に触れてほしい。	
15	○ 目指すものを示すうえで、男女共同参画社会基本法と同様、少なくとも「男女共同参画の実現」(1行目)は「ジェンダー平等(男女平等)」を用いる方が適切である。	頂いた御意見を踏まえ、本条例の目的が「男女共同参画の推進」であることが明確になるよう、前文全体を整理し修正します。
16	○ 「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行等」(6行目)と、意識(原因)が慣行(結果)を生むとあるが、意識と制度や慣習・慣行、ひいては、社会環境は互いに再生産し合う関係にあるため、因果関係を記さず、意識、慣習・慣行、制度、社会環境等を併記してほしい。	「無意識の思い込みに基づく社会慣行」について、誤解のないように整理し修正します。
17	○ 「固定的性別役割分担の意識や…」(6行目)の記述について、それが根強く残っている背景についてどう分析されているか記載すべきである。	
18	○ 「無意識の思い込み」だと一般的な言葉に読めるので、「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」とした方が定義された課題として明確になる	



	のではないか。	
19	○ 「無意識の思い込み」では問題の所在がわからない。旧来の社会制度や慣習による差別など問題の社会が分かるように記載してほしい。	
20	○ 社会慣行等が残っているのはジェンダーに基づく性差別であって「無意識の思い込み」ではない。男女平等が進まないことについて個人を責めるようにもとれるため、「無意識の思い込み」を削除し、ジェンダーに基づく性差別、暴力、女性の貧困等の記載をしてほしい。	
21	○ 無意識の思い込みに基づく社会慣行等が残っているのは、意識の固定化をもたらす制度や社会の仕組みがあるからではないか。「無意識な思い込みをする人が多いから男女平等が進まない」というように、個人を責めるようにとれるため、削除してほしい。	
22	○ 「性別、年齢、国籍などによる違いを受け入れ、多様性を認め合っていく」(9行目)という素案の文について何気なく使っている多様性という言葉がここでは性別、年齢、国籍にかかっているようですが、一まとめに多様性といっている意図が不明です。年齢の多様性もおかしい。ジェンダー平等というとき全年齢を包括して言うわけで不要。	頂いた多様な御意見を踏まえ、男女共同参画を推進していくための共通認識として必要な事項が明確になるよう整理し修正します。
23	○ 「すべての人が元気に活躍し、」(10行目)という文言の前に、その前提条件となる「安心して生活することができ」という文言が必要ではないか。	

24	<p>○ 多様性を認めあう社会としながら、「すべての人が元気に活躍し活力のある持続可能な・・・」云々は恰も同じ様態であることを求めているようであり矛盾しています。この言葉は載せるべきではありません。元気に活躍できない人も認め合うのが多様性を認めることになる。</p>	
25	<p>○ 「活力のある持続可能なまちづくりの原動力となります」（11 行目）という文言が含まれる第 3 段落を削除又は変更してほしい。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に関する条例であるのに地域振興やまちづくりの要素が入ることに違和感があるため。</li> <li>・ 元気でない人も、個人がどのような状況であっても、人権は尊重されるため。</li> </ul>	
26	<p>○ 男性はあらゆる活動に参画する機会（13、14 行目）がある。目指すべきは男性以外の社会参画である。</p>	<p>目指すべきは、男女が共に参画することであると考えています。</p>
27	<p>○ 「共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現」（15 行目）ではなく、目指すのは「ジェンダー平等社会」及び「男女平等社会」であることを明記すべきである。</p>	<p>本条例の目的は「男女共同参画の推進」であるため、素案のとおりとします。</p>
28	<p>○ 「男女共同参画」という文言を「男女平等」又は「ジェンダー平等」に変更すべき。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画は、あくまで男女平等社会の実現への過程であるため。</li> </ul>	
29	<p>○ 現実・問題を正しく認識できるような前文にして、男女平等を目指す条例であることを明確にしてほしい。</p> <p>（理由）</p>	<p>本条例の目的は「男女共同参画の推進」であることが明確になるように、頂いた御意見も踏まえ、前文全体を修正します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「性別役割分担意識や無意識の思い込み」が主な原因であるような表現になっているため。</li> <li>・「女性の社会経済分野への進出は著しく進んでいる」という誤った認識があるから。</li> <li>・コロナ禍でジェンダー格差は拡大し深刻化している現実があるから。</li> </ul>	
目的について		
30	<p>○ 「男女共同参画」及び末尾の「男女が共に参画する社会の実現を目的とします」には、「男女共同参画」という文言より、「ジェンダー平等（男女平等）」という文言を用いるのが適切である。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画」は「男女平等社会」への過程、手段にすぎないから。</li> <li>・国際的に使用されている理念の概念であるため。</li> <li>・男女共同参画社会基本法や内閣府男女共同参画局の英語表記にも用いられている「Gender Equality」に相当する日本語表記は、「ジェンダー平等（男女平等）」であるため。</li> <li>・「男女共同参画」だけでなく、その先にある性別による格差や差別がない社会（男女平等社会やジェンダー社会）を目指すため。</li> </ul>	<p>本条例の目的は「男女共同参画の推進」であるため、素案のとおりとします。なお、前文において「ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた」ことを明記します。</p>
31	<p>○ 「もって様々な場面において、男女が共に参画する社会の」（最終行）という表記を「もって様々な場面において、日本国民男女が共に参画する社会の」と明記すべき。</p>	<p>条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、外国籍を有する市民も対象であるため、素案のとおりとします。</p>
用語の定義について		
32	<p>○ 「男女共同参画」を「男女平等参画」にすべきである。その場合は性的マイノ</p>	<p>本条例の目的は「男女共同参画の推進」であるため、素案のとおりとします。</p>

	リティについても包摂する。	
33	○ 「男女平等社会」と「男女共同参画」を別々に定義するのがわかりやすいと考える。	定義は、本条例において使用する用語について記載しているものであるため、素案のとおりとします。
34	○ 「男女共同参画」の意義の「男女が」という文言を「日本国民男女が」と明記すべきである。	条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、外国籍を有する市民も対象であるため、素案のとおりとします。
35	○ 「無意識の思い込み」が条例に影響を与えるのはジェンダーに関する場合であるため、「ジェンダーに関する」という文言を入れないと意味がない。「誰もが持っている」という決めつけもおかしい。	頂いた御意見も踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画の用語解説を参考に定義します。
36	○ 誰もが潜在的に持っている思い込みのことを言うは削除、まさにそれは思い込みです。成育環境…と続きます。	
37	○ 「無意識の思い込み」について、旧来の社会制度や慣習による差別等の問題の所在がわかる表現にしてほしい。	
38	○ 「無意識の思い込み」の定義で、「脳に刻み込まれ」という表現は非科学的であり、条例の文言として適切ではない。たとえば、「無自覚に認識に取り込まれ」等としてはいかがか。	
39	○ 「無意識の思い込み」等の定義は科学的研究、認識を怠っている。	

40	○ 「無意識の思い込み」だと一般的な言葉に読めるので、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とした方が定義された課題として明確になるのではないか。	男女共同参画を推進するためのキーワードとしてこれまでの「性別による固定的な役割分担意識」に加え、「無意識の思い込み」への関心が高まってきているなかで前文に記載しましたが、頂いた御意見も踏まえ、前文での表現を「アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識」とし、用語の定義を修正します。
41	○ 「市民」の定義に、「性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向、性自認等にかかわらず」を追記してほしい。	頂いた御意見については、当然に市民に含まれているものであり、細かく列挙する必要がないことから、素案のとおりとします。
42	○ 条例が誰をも対象にしており、男女の性区分がグラデーションであることから、「性指向」や「性自認」といった多様な性についての定義も追加してほしい。	定義は、本条例において使用する用語について記載しているものであるため、素案のとおりとします。
43	○ 事業者以外の団体すべてが対象であるため、「地域活動団体」を「その他の団体」に変更してほしい。	地域で活躍する団体であることをわかりやすく表現するため、素案のとおりとします。
44	○ 「ドメスティック・バイオレンス」の意義は、ドメスティックと言い切れない範囲に及ぶ内容なので、「等」をつけるのが望ましい。	第16条「性別による権利侵害の禁止」において、「その他の性別に起因する暴力」という形でドメスティック・バイオレンス以外の暴力の禁止についても記載しています。
45	○ 「セクシュアル・ハラスメント」の意義にある「性的な言動に対する相手方の対応」の意味がわかりにくい。どのような意味なのか表現の整理が必要である。	性的な言動を受けた個人が不利益を受けるといった「セクシュアル・ハラスメント」の意味が伝わる表現に修正します。
46	○ 「性別による差別的扱い」という文言が散見されるので、この定義が必要である。また、その意義には、直接差別だけでなく間接差別も含むことを明記するべきである。	「性別による差別的取扱い」については、男女の賃金格差のような構造的な問題のほか、「女性は補助的な仕事」、「男性は残業するのが当然」といった慣行等様々あり、特定することが難しいことから、本条例制定後に作成する逐条解説において、間接差別についても

		例示するなどわかりやすく記載します。
47	<p>○ 「ジェンダー」及び「ジェンダー平等」の定義を追加すべき。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェンダー平等は 2021 年の新語・流行語大賞トップ 10 に入っており、メディアでも広く使われている文言だから。</li> <li>・ 国はジェンダー平等とジェンダー視点の主流化を SDGs のすべてのゴールの実現に不可欠なものとして位置付けているため。</li> </ul>	前文に「ジェンダー平等」を記載することから、「ジェンダー平等」についての定義を追加します。
48	<p>○ 「メディアリテラシー」の定義を追加してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものころからの意識醸成が重要であるため。</li> <li>・ 様々な情報が飛び交う中で、何が大事なことを自らの力で読み解いていく力を身につけさせることは重要だから。</li> </ul>	定義は、本条例において使用する用語について記載しているものであるため、定義づけは行いませんが、男女共同参画を推進していくうえで、重要な事項であると認識しています。
49	○ 「国連女子差別撤廃条約等」の定義が必要である。	
50	○ 「ジェンダー統計」等は文中に用い、定義しておくことが重要である。	男女共同参画をさらに推進するには、男女の置かれている状況を客観的に把握し、データに基づいて施策を実施していくことが重要であると認識しています。国においてもジェンダー統計に関するニーズ調査を行う等の動きもあり、そういった動向を踏まえて、市としても様々な情報収集や調査に努めて参

		ります。
51	○ 「生物学的性別」について明記すべきである。	定義は、本条例において使用する用語について記載しているものであるため、素案のとおりとします。
52	○ 「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」を定義しておくことが重要である。	
53	○ 条例で取扱う用語で施策に関係するものが少ないため、「リプロダクティブ・ヘルス」や「セクシュアル・ライツ」、「性と生殖に関する自己決定権」といった用語を追加すべきである。	定義は、本条例において使用する用語について記載しているものであるため、定義づけは行いませんが、頂いた御意見については、第3条「基本理念」第5号において規定しています。
54	○ 定義は別紙ではなく、本文に入れてほしい。	条文中に記載します。
基本理念について		
55	○ 基本理念①について差別的扱いの禁止を実効あるものとするために、直接差別及び間接差別の禁止を明記してほしい。	性別による差別は、全ての差別について当然に禁止するものであると認識しています。本条例制定後に作成する逐条解説において、間接差別についても例示するなどわかりやすく記載します。
56	○ 基本理念①について「...性別による差別的取扱い」という文言を「...固定的な性意識による差別的な扱い」としてほしい。	「性別による差別的取扱い」については、御意見を頂いた「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別的な取扱い」のほかにも、「男女の賃金格差」等があるため、このような表現にしています。
57	○ 基本理念①についてタイトルや方向性等すべてにおいて、この基本理念①が強調され活かされるのが好ましい。	御意見のとおり男女共同参画を推進する上で全ての根幹となる考え方であると認識しています。

58	<p>○ 基本理念②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会慣行」とあり、意識（原因）が慣行（結果）を生むと読めるが、意識と制度や慣習・慣行、ひいては、社会環境は、互いに再生産し合う関係にあるため、因果関係を記さず、「意識」、「慣習・慣行」、「制度」、「社会環境」等を併記するのがよい。</li> <li>➤ 「固定的な性別役割分担意識」、「無意識の思い込み」と冒頭に出していることは、その意識をつくる社会的状況にこそ責任があるとして責任を曖昧にしている。</li> <li>➤ 「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」について、「意識」「無意識の思い込み」を強調することで、市民へ責任転嫁しているように受け取れる。</li> <li>➤ 旧来の社会制度や慣習による差別等の問題の所在がわかる表現にしてほしい。</li> </ul>	<p>意識と制度・慣行等の関係について、表現を修正します。</p>
59	<p>○ 基本理念⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、「セクシュアル・ライツ」等の概念を用いることが、権利の認識の浸透やリテラシーの向上につながる。</li> <li>➤ 「リプロダクティブ・ヘルス」、「セクシュアル・ライツ」を定義することによって明確となり、認識が広がり、相互の理解と権利意識が高まるといえる。</li> <li>➤ 「リプロダクティブ・ヘルスに関</li> </ul>	<p>第3条「基本理念」第5号に規定している「生涯にわたる健康と権利」については、男女ともに配慮される必要があることから、素案のとおりとします。</p>



	<p>する権利及びセクシュアル・ライツ」と世界共通語で表した方がよい。</p> <p>➤ 幼少期からの継続的、かつ、的確な性教育が必要ではないか。</p>	
60	<p>○ 基本理念⑥について</p> <p>➤ 性別に起因する暴力として、私生活におけるドメスティック・バイオレンスを挙げるならば、セクシュアル・ハラスメント等の社会生活における暴力をも挙げてほしい。</p> <p>➤ セクシュアル・ハラスメントは女性の人格のみならず、労働権を侵害する極めて重要な問題の1つであるので、基本理念にも明記すべき。</p>	<p>労働権を侵害する極めて重要な問題でもある「セクシュアル・ハラスメント」も明記します。</p>
61	<p>○ 基本理念について</p> <p>➤ 「配慮されること」(②)という文言を「配慮すること」に変更してほしい。</p> <p>➤ 「機会が確保されること」(③)という文言を「機会を確保する」に変更してほしい。</p> <p>➤ 「参加すること」(④)という文言を「参加できること」に変更してほしい。</p> <p>➤ 「暴力」(⑥)という文言を「ハラスメント」に変更してほしい。</p>	<p>第3条「基本理念」第2号については「制度又は慣行」が、同条第3号については「機会」が主語であるため、素案のとおりとします。同条第4号についてはあらゆる場面で男女が参画できる環境を整えることが必要であるため、文言を修正します。同条第6号については労働権を侵害する極めて重要な問題でもあるため、「セクシュアル・ハラスメント」を明記します。</p>
62	<p>○ 基本理念の③④⑤の主語の「男女が」という文言について</p> <p>➤ 性は男女の2種類に分けられるわけではなく、多様な性が存在し、多様な家族の形が存在することから、「すべての個人が」に変更してほしい。</p>	<p>男女間における格差が問題の根底にあることから、あえて「男女」という表現としているため、素案のとおりとします。</p>

	<p>➤ 「男女が」では、ジェンダー平等の視点に欠けている。</p>	
63	<p>○ 「性別」「男女」という言葉を用いる場合に、「多様な性」を意識しないと当事者を置き去りにする可能性があるため、考慮が必要である。</p>	
64	<p>○ 主語について</p> <p>➤ 基本理念①、⑥の主語の「だれもが、個人として」を「日本国民だれもが、個人として」にするべき。</p> <p>➤ 基本理念の③④⑤の主語の「男女が」を「日本国民男女が」に変更してほしい。</p>	<p>条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、外国籍を有する市民も対象であるため、素案のとおりとします。</p>
65	<p>○ 基本理念に、条例が「男女平等」又は「ジェンダー平等」実現のためのものであることを明記すべきである。</p>	<p>本条例の目的が「男女共同参画の推進」であることから、基本理念には記載しませんが、国際社会の動向である「ジェンダー平等」については、前文に明記します。</p>
66	<p>○ 基本理念に教育の果たす役割、市の役割の記載が必要である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意識形成に大きな役割をもつのが教育であるため。</li> <li>・ 学校・社会のあらゆる教育現場での男女平等意識についての言及がないため。</li> </ul>	<p>市の責務は第4条で、教育関係者の責務は第6条で規定しています。</p>
67	<p>○ 国際協調を基本理念として挙げるのがよい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェンダー平等はグローバルな視点をもって各国と連携しながら実現を推進すべきだから。</li> <li>・ 自治体の男女平等政策も国際的な取組によって充実・進化してきたため。</li> <li>・ 今はSDGsの時代であることから、国際社会の一員であることを明記する必要があるため。</li> </ul>	<p>前文において、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ進められてきたことを明記します。</p>

68	○ 基本理念に書かれていることをどのように取り組むのか。施策の柱だけでも明確にすることが必要である。特に、相談や苦情については入念な事前議論が必要ではないか。	施策については、男女共同参画の推進状況や社会情勢を踏まえて、本条例で規定する推進計画の中で位置付けていきます。相談や苦情については、改めて他自治体の状況の調査等を行い、苦情処理委員会の設置を規定する等整理します。
市の責務について		
69	○ ①の推進状況の把握、施策の策定と実施という順序が逆。まず、具体的施策を策定・実施し、推進状況を把握してから新たな施策を策定・実施して基本理念の実現を図っていくのではないか。	施策を策定するにあたっては、推進状況について把握することは当然のことであるため、文言を修正します。
70	○ 市の自覚が最も重要な推進力になることから、「市は基本理念にのっとり施策を策定し実施する責務を有する」と明確にしてほしい。	文言を修正します。
71	○ 本来、市民が集い、学び、交流し活動していく力の獲得は拠点施設の大きな役割であり支援は欠かせない。必要な支援、効力のある支援のために現状分析、課題の把握、支援等について八王子市（参画課）の責務として条例に明記すべきである。	第9条で「情報の収集及び調査」、第11条で「活動に対する支援」について規定しています。
72	○ 男女共同参画を推進するために中核的な役割となって取り組む主体は、「市」ではなく、「男女共同参画課」とすべきである。	男女共同参画課だけでなく、市全体で取り組む必要があるため、主語については素案のとおりとします。
市民の責務について		
73	○ 市民に責務を課すのではなく、市民が理解、協力していけるような形が望ましい。	男女共同参画を推進するためには、市民の理解、協力は欠かせないことから、努力義務規定としています。

74	○ 市民の責務は、項目自体も不要である。	
75	○ 「市民の責務」について、個人の意識の課題に踏みこむことはいかなるものか。	
76	○ ②を削除してほしい。 (理由) ・ 家庭における生き方の選択について努力義務を規定しているが、これは憲法上保障されている個人の思想良心の自由を侵害するおそれがある。慣行や社会通念に留めるべきである。 ・ 男女(父・母)がいて協力しあう固定的な家庭像を連想し、「家事、育児、介護は家庭の行うもの」という固定的イメージも与えかねない。 ・ 市民の家庭生活について、条例(行政)が介入すべきではない。現在の家庭の形態は多様であり、男女ばかりで家庭を構成しているわけではない。	第5条「市民の責務」第1項において、家庭も含めて包括的に述べていることから、同条第2項は削除し、同条第3項を第2項に繰り上げます。
77	○ 家族も「男女」とは限らない。同性パートナーということもある。こうした方々への差別や排除につながるため、「ジェンダー平等」についての視点を入れるべき。 ・ 「男女」を想定していることが既に固定的な家族観のステレオタイプである。これからの社会は、多様な家族のあり方を認めていくべき。	
78	○ ②、③は①に含まれているので不要ではないか。	第5条「市民の責務」第1項において、家庭も含めて包括的に述べていることから、同条第2項は削除します。同条第3項については、前文にも記載したように「市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて」社会全体で男女共同参画を推進していくためには、市の施策への協力が必要であることから、第2項に繰り上げ、素案のと

		おりとします。
79	<p>○ 「市民とは、日本国民であること」を追記する事 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国憲法は日本国民を対象としたものであるため。</li> </ul>	<p>条例は、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、外国籍を有する市民も対象であるため、素案のとおりとします。</p>
教育関係者の責務について		
80	<p>○ 「男女共同参画についての意識の形成に向けた取組」(3行目)を「ジェンダー平等社会の推進に向けた取組」にしてほしい。</p>	<p>第6条は責務を規定するもので、日々の教育活動や学校生活等を行う上で基本理念に配慮するよう努めなければならないことを明確にする文言に修正します。</p>
81	<p>○ 基本的に素案を支持する。ジェンダー平等の考え方を育てるには、子どもの頃からの教育が重要である。特に、集団生活を営む学校で日常的に考える場を作ることが大切である。先生方の教育に期待したい。</p>	
82	<p>○ 教育分野では、歴史的に、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、自己の伸長と社会の発展のために能力を生かすことができるよう支援する教育を称して「男女平等教育」という語が用いられてきたため、この語が用いられるべき。</p>	<p>男女平等に関する教育だけでなく、日々の教育活動や学校生活等全般が対象となるため、素案のとおりとします。</p>
83	<p>○ 「男女共同参画」という文言を「ジェンダー平等」、「ジェンダーフリー」、「男女平等社会」又は「ジェンダー平等社会」としてほしい。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディアリテラシー、性教育や固定的な役割分担の問題等、男女平等教育の視点で取り組まなくてはならない問題がたくさんあり、それが将来のジェンダー平等社会に向けての人格形成に必要であるため。</li> <li>・ 「市の施策」への「協力」というだけで</li> </ul>	<p>本条例の目的が「男女共同参画の推進」であるため、「男女共同参画」という文言については素案のとおりとします。</p>

	なく、男女平等意識の形成を教育の世界で高める役割が必要だから。	
84	○ 教育は最大重要事項であるため、「努める」という表現では意が弱いことから、「履行する」という文言に変更してほしい。	教育現場においては、男女共同参画の視点だけでなく様々な視点から教育を行う必要があり、努力義務が適切であると考えため、素案のとおりとします。
85	○ 市の施策への協力だけでなく、教育関係者の男女平等社会実現への意識変革を促す文脈にしてほしい。	本条例の目的が「男女共同参画の推進」であるため、「男女平等社会実現への意識変革」については記載しません。
86	○ 教育が極めて重要な役割を有していることから、特に必要である教育を具体的に挙げる必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人権教育</li> <li>➤ 性教育</li> <li>➤ 性自認・性的指向</li> <li>➤ リプロダクティブ・ヘルス ライツ</li> <li>➤ メディアリテラシー教育</li> </ul>	具体的な施策展開については、本条例で規定する推進計画の中で位置付けていきます。
事業者の責務について		
87	○ 「性別による差別的取扱い及び職場におけるハラスメントの根絶に努めるものとする」を追加すべき。	第16条において、「性別による権利侵害の禁止」を規定しており、その対象分野として「職場」も規定していることから、素案のとおりとします。
88	○ ②の「職場環境」は、より具体的に踏み込んだ内容を記載しないと現状はなかなか変わらないのではないかと。	頂いた御意見を踏まえ、職場環境を整備するに当たり、「性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、」を追加します。
地域活動団体の責務について		
89	○ 「性別による差別的取扱い及びハラスメントの根絶」という文言を追加すべき。	第16条において、「性別による権利侵害の禁止」を規定しており、その対象分野として「地域」も規定していることから、素案のとおりとします。
90	○ 「必要に応じて見直す」の「必要」はどのような場合を指すのか曖昧であるた	男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行

	め、削除してほしい。	については、見直しが必須であるため、「必要に応じて」という文言を削除します。
情報の収集及び調査について		
91	○ 「市民等に対し」「助言する」はどのようなことが想定されているのか。	本条は情報の収集及び調査に関する規定であることから、「助言」についての文言を削除します。
92	○ 実態把握、それに基づく施策の策定、進捗管理、効果や影響の評価に必要な「ジェンダー統計」の整備を入れる必要がある。	男女共同参画をさらに推進するには、男女の置かれている状況を客観的に把握し、データに基づいて施策を実施していくことが重要であると認識しています。国においてもジェンダー統計に関するニーズ調査を行う等の動きもあり、そういった動向を踏まえて、市としても様々な情報収集や調査に努めて参ります。
93	○ 全体的にとっても曖昧で具体性に乏しいと感じる。積極的には何もしないと言っているようにも読めた。	
94	○ 科学的、正確性ある調査をお願いします。	
啓発活動について		
95	○ 全体的にとっても曖昧で具体性に乏しい感じがしました。積極的には何もしないと言っているようにも読めました。	啓発活動については、本条例に規定する推進計画に基づき、社会情勢に応じて効果的なものとなるよう進めて参ります。
活動に対する支援について		
96	○ 「補助金の交付を受けた者に対し、立案・決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の実現に関する取組状況について、報告を求め、助言を行うことができる」ことを加える必要があると思います。	推進計画や施策を策定するにあたり、男女共同参画の推進状況を把握する必要があることから、調査等を行う予定であり、第9条「情報の収集及び調査」第2項において「市民等に対し、報告を求めることができる」と規定しています。
97	○ 市の施策を進める上で市民活動への支援は重要であるなか、具体的なイメージが条文から見えない。具体的事項を条例で示すべきである。	頂いた御意見を踏まえ、様々な支援が想定されるなか、あらゆる分野で市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が主体的な取組につなげていくために必要な「人材の育成」について追加します。
体制の整備について		

98	○ 拠点の場所、人員及び所掌事項等について具体性に欠け、表現が曖昧で、どのようにも解することができてしまうのではないか。	体制の整備として必要な事項は様々ありますが、全てを本条例に記載することは難しいため、男女共同参画の推進において市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体と一体となって取り組むために必要な「連携」について追加します。
99	○ 男女共同参画課を拠点として明記してほしい。また、男女共同参画課の役割及び所掌事項の充実について明記してほしい。	男女共同参画課の役割及び所掌事項については、組織規則で規定しています。
100	○ 男女共同参画センターを条例に位置付けてほしい。 (理由) ・ 効果的に実施するためにしっかりと位置付けて保障してほしいため。 ・ 実際に相談や啓発事業の拠点となっているため。 ・ 男女共同参画センターの役割が明確になり、施策を推進できるため。 ・ 一層重要な役割を果たすことを期待したいため。 ・ 庁内のジェンダー平等推進の指導的役割を果たす職務が明らかになるため。 ・ 拠点を明確に位置付けることにより、より積極的に男女平等社会の実現が図れると考えるため。	本条例においては、施策を効果的に実施するために特に重要と考えている「拠点設置」や「連携」について記載します。具体的な拠点の場所や連携体制については、逐条解説等で記載していきます。
101	○ 拠点施設をはっきりと位置付けて、そこを中心とした体制を作るべき。	
102	○ 拠点を例示するのではなく、別に項を立て、第1項を「必要な施策を実施し、市民が活動するための拠点を整備する。」としてほしい。また、第2項を「その他必要な体制を整備する。」とし、拠点の設置を明確にしてほしい。	拠点設置が明確になるように、修正します。



103	○ 拠点が相談や啓発活動を行うためだけでなく、市民が活動するためのものでもあることがわかる表現にしてほしい。	男女共同参画の推進において市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体と一体となって取り組むために必要な「連携」について追加します。
104	○ 体制整備に要する財源措置について明記すべき。	本市では各個別条例に財源措置については記載しないこととしています。
105	○ 男女共同参画センターを条例に位置付けるのであれば、その名称は「ジェンダー平等センター」又は「ジェンダーイコールセンター」に変更した方がよい。	本条例では男女共同参画センターの位置付けを規定しないため、御意見は参考とします。
男女共同参画審議会について		
106	○ 審議会の所掌事項、組織及び運営、権能等を条例に明記してほしい。審議会の組織、運営等について規則に委ねるのではなく条例に明記し、審議会の権限を担保すべきである。議会の議決が必要のない規則で定めることは、審議会の権限を弱体化させ、その時々の方針の考えによって組織運営が左右される危険性がある。	頂いた御意見を踏まえ、「組織」、「任期」、「秘密の遵守」等について本条例に追加します。
107	○ 条例に規定せずに、市規則で定めるとした合理的な理由が知りたい。	
108	○ 審議会に自律的機能を持たせるべき。 (理由) ・ 男女共同参画施策についての調査、企画、立案を行い、市長に意見を述べるができるようにするため。 ・ 必要に応じて男女共同参画社会の実現に関して市長に意見を述べるができるようにするため。	審議会には推進計画や施策等について諮問する予定であり、男女共同参画に関する施策全般について意見を述べる事が可能であることから、素案のとおりとします。

109	○ 市長の諮問に的確に応えられるよう自律的な機能を持たせるため、また、市民の声を生かすため、審議会の定数の半数以上を公募市民及び男女平等推進に関して優れた見識を持つ者とで構成するべきである。	頂いた御意見を踏まえ、男女共同参画を推進していく上でポイントとしている市民、事業者のほか、教育関係者や地域活動団体、男女共同参画に識見を有する学識経験者等で構成される必要があると考えるため、本条例に記載します。
110	○ 審議会の組織について、市民公募及びジェンダーに偏りがないように配慮する規定等を明記する。	審議会の委員の構成には市民も含まれています。審議会の開催に当たっては、構成員について男女比に偏りがないように配慮します。
111	○ 審議会における審議にあたっては、関係機関等への協力要請が不可欠であるので、条例にその旨明記してほしい。	規則において規定する予定です。
112	○ 審議会の設置目的は男女平等及びジェンダー平等推進であり、極めて重要な役割を果たすべき機関であることを明確に示すため、その名称は「男女平等推進審議会」又は「ジェンダー平等推進審議会」とするべきである。	本条例の目的が「男女共同参画の推進」であるため、素案のとおりとします。
113	○ 市民(専門家も当然市民です)が民主的に運営に参加すること、市民の人権(尊厳)に配慮することで市民との信頼関係を築いてください。	審議会の委員の構成には市民も含まれています。様々な立場の方からの御意見を頂き、より一層男女共同参画の推進に努めて参ります。
推進計画について		
114	○ ②の「市民等の意見を反映することができるよう」という文言は、「意見が反映されるよう」とするのが適切である。	主語が市長であることから、「反映するために必要な措置を講ずる」と修正します。
115	○ ②に「市民の意見を反映する」、「審議会の意見を聴く」とあるが、「反映する」と「聴く」を使い分けしている意図や違いについて知りたい。	実態が反映された計画を策定するためには、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の意見を聞いたり、アンケート調査を行ったりすることが必要です。一方、審議会の所掌事項として、推進計画を策定する際には諮問に応じて意見を述べることを規定していま

		す。そのことを明確にするために、項を分ける形に修正します。
116	○ 推進計画の変更は、④で「変更について準用する」と規定するのではなく、③に「推進計画を策定又は変更したときは」と規定する方が確実ではないか。	策定と変更は異なるものであるため、素案のとおりとします。
117	○ 基本理念から導かれる施策の柱を記載した方がよい。	施策の柱は男女共同参画の推進状況や社会情勢の変化を踏まえ、本条例で規定する推進計画の中で位置付けていきます。
118	○ 推進計画の策定及び推進計画に基づく施策の実施状況の公表が必要である。	第14条「推進計画」及び第15条「実施状況の公表」において規定しているため、素案のとおりとします。
実施状況の公表について		
119	○ ②として、市以外の市民等の男女共同参画に関する責務への取組状況について公表することを定める必要がある。市民としては、男女共同参画に関する活動への参加、男女共同参画への理解が深い企業の商品購入や就職等の行動をしたい時に、どのような取組をしているのかがわからないと行動できない。表彰制度や問題ある事業者名の公表制度などの実施も考えられる。	市以外の市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務は努力義務であることから、その取組状況の公表について規定することは想定していません。ただし、御意見の趣旨を踏まえ、積極的な取組を行っている事業者や地域活動団体等を広く市民に紹介することについては、今後検討します。
120	○ 基本理念から導かれる施策の柱を記載した方がよい。	男女共同参画の推進状況や社会情勢の変化を踏まえ、本条例で規定する推進計画の中で位置付けていきます。
性別による権利侵害の禁止について		
121	○ 市、公共団体及び公務員の義務であることを明確にしてほしい。これらの機関が権利侵害等を自覚し、行わないことが、市民の「無意識」の差別を無くすことにつながる。	性別による権利侵害は、市職員はもちろんのこと、全ての人に禁ずるものであるため、素案のとおりとします。
公衆に表示する情報に関する留意について		

122	○ 市、公共団体及び公務員の義務であることを明確にしてほしい。これらの機関が権利侵害等を自覚し、行わないことが、市民の「無意識」の差別を無くすことにつながる。	性別による権利侵害は、市職員はもちろんのこと、全ての人に禁ずるものであるため、素案のとおりとします。
123	○ 公衆に表示する情報に関する留意は努力義務とする必要がない。	日本国憲法第 21 条において保証されている「表現の自由」は尊重されるべきものであり、その線引きを明確にすることは難しいことから「禁止」ではなく「留意」として努力義務としています。
相談申出への対応について		
124	○ 市長の努力義務のような書き方であるため、申出に積極的に対応する窓口を条例にはっきりと示してほしい。	市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が相談申出しやすくするため、窓口の設置について規定します。
125	○ 「適切な処理に努める」という表現は、曖昧な印象を受ける。どのように扱われて、どのような構成組織として行うのか明確にするべきである。	また、申出を受けた場合の対応については別の項を新たに設けます。 申出の内容により、対応内容や連携する関係機関は一律ではないこと、個人間の問題等で
126	○ 相談申出への対応は、努力義務とする必要がない。	相手側の状況を確認できない場合や法的判断が必要な場合等が想定されるため、素案のとおりとします。
127	○ 相談と苦情を同じ窓口で対応できるようにしてほしい。	相談と苦情の受付についての窓口は、男女共同参画課を想定しているため、同じ窓口となります。
苦情申出への対応について		
128	○ 「市長は…適切な措置を講ずるものとする」とあるが、「適切な措置」がどのようなものであるのか具体的に明示した方がよい。	苦情の内容についての事実確認や関係所管へのヒアリング等、様々な対応が想定され、本条例に具体的に規定することは適切ではないことから、規則において規定します。
129	○ 苦情がどのように扱われ、解決に導かれるのかわからない。解決の道筋を明記してほしい。	
130	○ 苦情の処理を行うために必要な体制の	苦情の処理を行うための必要な体制整備に

	<p>整備は社会常識であり必要不可欠であるため、その内容や構成は公平性が担保され、誰もが納得するものであるべきである。</p>	<p>については、第三者からの意見聴取が必要な場合、市長が市の附属機関である男女共同参画苦情処理委員会に諮問することとし、男女共同参画苦情処理委員会の項を設けて、「組織」、「任期」、「秘密の遵守」等について、新たに本条例に規定します。</p>
131	<p>○ ② に、苦情の処理については第三者的な体制を整備することを明記してほしい。</p>	<p>関係機関との連携や権能等の具体的な内容については規則に規定します。</p>
132	<p>○ 苦情の処理を行うためのしっかりした組織をつくり、条例に明記することで市民が苦情を申しやすくしてほしい。</p>	<p>勧告、助言、指導等の権能については、規定を設けることは考えておりません。</p>
133	<p>○ 苦情の内容が、施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものであるかを誰が判断するのか不明である。第三者性を担保するためにも、苦情処理委員会の設置を明記してほしい。</p>	<p>本条例における苦情の対象は市の施策を想定しています。</p>
134	<p>○ 苦情処理委員会を設置し、その所掌事項、権能、委員の構成及び苦情の申出の範囲等を条例に明記してほしい。</p>	<p>人権侵害と認める事項についての対応については、個人間の問題や、企業内の問題である場合、相手側へのヒアリング及び法的判断等が必要であることから、苦情処理委員会で処理・判断することは困難であると考えます。そのため、苦情としてではなく、相談として受け付けて対応します。</p>
135	<p>○ 差別撤廃及び人権保障のためには、その権限と組織と能力等を備えた苦情処理機関を、市議会が制定する条例にて制定することが必要不可欠である。</p>	
136	<p>○ 苦情処理機関は市民の人権保障のために極めて重要である。市はなぜ条例の中で苦情処理機関の設置、組織、権限を制定しようとならないのか、その理由を明らかにされたい。</p>	

137	○ 男女平等問題に識見の高い苦情処理委員を置くことを条例に明記してほしい。	
138	○ 苦情をどのように解決するのかがわからない。苦情処理委員会の設置を明記し、その権能を明記すべき。また、苦情処理委員は審議にあたって資料の提出を求めることができ、必要があれば、指導、助言又は是正の勧告を行うことができるよう定めてほしい。	
139	○ 苦情処理機関の組織と所掌事項及び機能について、「①前条に定める苦情について適切かつ迅速に対応するために、八王子市男女平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。②苦情処理委員は、3人以内とし、男女平等問題について識見の高い者を、市長が委嘱する。③苦情処理委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。④苦情処理委員は、苦情の処理に関し、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは指導、助言、是正の勧告又は提言を行うことができる。⑤苦情処理委員は、苦情の処理に関し、人権侵害と認める事項があった場合で、必要と認めるときは、関係者に対しその協力を得て資料の提出及び説明を求め、又は関係者に意見を述べるができる。⑥苦情処理委員は、苦情の処理に関して必要があると認めるときは、審議会と連携して苦情の処理にあたるものとする。⑦苦情処理委員は、自己の発意に基づき事案を取り上げて調査し、当該事案につい	

	<p>て市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善に関する提言を行うことができる。⑧苦情処理委員は、苦情処理又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、意見陳述、勧告又は提言をした場合は、その内容を公表することができる。⑨苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。」と規定してほしい。</p>	
140	<p>○ 条例において苦情処理委員会の常設を明記してほしい。また、苦情処理委員会については、所掌事項、権限及び組織の構成等について議会で議論し、市民が申出しやすい窓口として設置を決め、市民に広報してほしい。原案のままでは、どんな場合に、どこへ、どのような市民の相談申出や苦情申出が可能なかわからないので、問題の解消・改善には結びつかない。</p>	<p>苦情処理委員会及び申出の窓口については、常設とし、本条例に規定します。なお、相談及び苦情の受付窓口は男女共同参画課を想定しており、市民に広く周知して参ります。</p>
141	<p>○ 相談や苦情申出への対応は市長の努力義務のような書き方に感じる。申出に積極的に対応する窓口を条例にはっきりと示してほしい。</p>	
142	<p>○ 苦情を申し出る窓口は、相談や啓発活動を行うための拠点（男女共同参画センター）に設置するのがよい。</p>	
143	<p>○ どこにどのような形で苦情を申し出ればよいかわからないので明記すべき。</p>	<p>苦情申出における手続き等の具体的な内容については、規則に規定します。</p>
144	<p>○ 市の施策だけでなく、性別による差別的取扱いや、男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認められる事項についても苦情申出の範囲に含まれるべきであるため、条例に明記してほしい。</p>	<p>個人間の問題や、企業内の問題である場合、相手側へのヒアリング及び法的判断等が必要であることから、苦情処理委員会で処理・判断することは困難であると考えます。そのため、苦情としてではなく、相談として受け</p>

145	<p>○ 苦情の申し出の範囲を次のように規定する。</p> <p>①市民、教育関係者、事業者、及びその他の団体は、市が実施する男女平等施策又は男女平等社会（ジェンダー平等社会）の実現に影響を及ぼすと認める施策並びに性別による差別的取扱い、その他の男女平等社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して、苦情の申し出をすることができる。②苦情の申し出の窓口は、八王子市男女共同参画センターに置く。③前2項に定めるもののほか、苦情の申し出に必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>付けて対応します。</p> <p>苦情申出における窓口としては、男女共同参画課を想定しています。</p>
146	<p>○ 「性別による権利侵害の禁止」において「～行ってはならない」と厳しい表現を用いているが、これに反する場合に相談の申出又は苦情の申出を行うほか適切な処置がない。また、申出のあった相談及び苦情に対しては、「適切な処置に努める」又は「適切な処置を講ずる」とあり、均衡がとれていない上、禁止条項を骨抜きにする危険性がある。</p>	<p>本条例は、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共通認識をもって、一体となって男女共同参画を推進するための理念を規定するものです。罰則を規定する予定はありません。</p>
全体について		
147	<p>○ 生理の貧困、男性・女性の育児休暇取得率の改善又は男性・女性の育児休暇の奨励、シングルマザーへの配慮等の具体的な内容を明記する文言を追加してほしい。</p>	<p>課題に対する具体的な施策や取組については、本条例で規定する推進計画の中で位置付けていきます。</p>



148	○ 条例を実効性のあるものとするためには、必要な拠点や苦情処理の場、正規の相談員の配置と、市としての責任部署を明確にすることが必要だと考える。同時に、市民の声を反映する委員や審議会、運営方法についても明確に記述してほしい。	個々の施策や審議会の運営方法、相談及び苦情の処理等について、詳細な事項を本条例に記載するものではないと考えているため、素案のとおりとします。
149	○ 名称を含むすべてにおいて、「男女」と、男が先の表記になっている。	「男女」の語順が一般的であることから、このような表記としています
150	○ 全体を通して、旧来の男女(区分)2元論に陥っている感が強い。「既成概念」「固定観念」から脱しておらず、市民にこれを押し付けている。人々の性区分を「男か女か」とする2元論は、性的マイノリティ(sexual and gender minority)を差別することにもなる。現状を十分意識しているのか。条例の名称や内容は、この点の配慮に欠けていると受け止められる。	「性」は、出生時に判定された性別(身体の性)、性自認(自分が認識している自分自身の性別)、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)等、様々な要素からなると考えられていることは認識しています。しかし、男女間の制度的な格差や、性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題が依然として残っており、男女共に参画する社会が実現されていないのが実態です。まずは、男女共同参画を推進していくことが、多様な性
151	○ 昨今では人の性別は男女に限らないという認識が定着している。そのような中で「男女」という言葉に限定することに違和感がある。目指すならば「ジェンダー平等」という言葉が適切ではないか。	を含めた性別をはじめ、年齢、国籍等の多様性を認め合い、それぞれが個人として尊重される社会につながると考えます。
152	○ 「男女」という文言は、「誰も」とするべき。また「男女共同参画」は「ジェンダー平等」とするべき。	男女間における格差が問題の根底にある課題については、あえて「男女」という表現としています。また、条例制定の目的が「男女共同参画の推進」であるため、「男女共同参画」という文言については素案のとおりとします。

153	○ 世界中の共通目標は <b>gender equality</b> 「ジェンダー平等」である。男女共同参画はなじまない。	本条例の目的は「男女共同参画の推進」であるため、そのことが明確に伝わる条文にしています。
154	○ 「男女平等社会」をいれていただきたい。	
155	○ 共同参画の基本である「平等」という言葉がほとんど見られない理由が知りたい。	
156	○ 本文の各所も「共同参画」ではなく、「男女平等」にするべき。	
157	○ ジェンダー平等に至る所で逃げ腰であり、しっかりとは確認されていない。エンパワーメントがどこにうたわれているか曖昧である。	
158	○ 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」で触れられているSDGsに関連する項目が条例に無い理由を聞きたい。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、男女平等と男女共同参画の意識づくり、困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり等について記述を求める。	SDGsに掲げられている「性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとと一緒に決めること」である「ジェンダー平等」については、前文に記載します。 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、第3条「基本理念」第5号に記載しています。 「男女平等と男女共同参画の意識づくり」、「困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」については、課題として認識しております。
159	○ 全体として、条例の体裁をなしていないのではないか。	市の他の条例と一定の統一性を図る形で修正します。
160	○ 市の責務から実施状況の公表まで、文章の最後にすべて「こととします」という文言が必要ない。	
161	○ 前文、内容の前文、条例の目的及び用語の定義等を「ですます調」ではなく、「である調」の簡潔な文章にしてほしい。	
162	○ 「市長は・・・することとします」の表	

	現は、責務か権限かが曖昧になっている。明確に表現すべきである。	
163	○ 曖昧な印象を受ける。もっと具体的に明記すべきではないか。	
164	○ 今の時代に、市民とともに作りあげたい社会を目指す条例の文章としては、市民にわかりやすく、明瞭な文章が期待される。素案の文章は、官僚的・お役人的で、時代遅れな文章表現になっている。	
165	○ 素案内容は、表面的で型にはまっていないか。	本条例は市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共通認識を持って男女共同参画を推進するための理念を規定するものであり、推進するための具体的な施策については、本条例で規定する推進計画において位置付けていきます。
166	○ 規格通りの表現で具体的内容に乏しく、男女がどのように共同してプロセスするかわかりにくい。	
167	○ 条例素案が男女が共に生きるまち八王子プラン 2019 改訂版より後退した内容になっている。条例をつくる意味がない。全体の見直しを求める。	本条例は市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共通認識を持って男女共同参画を推進するための理念を規定するものであり、推進計画は男女共同参画を推進するための具体的な施策について規定するものです。条例施行後は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めて参ります。
168	○ 市民団体が1年程前に提出した「八王子市男女平等基本条例案」を参考にする余裕があったはずではないか。定義での言及の差や条文項目が少なく、いささか見劣りする。より深く、より明確な条例をつくってほしい。	市民団体から提出のあった条例案につきまして、本条例の策定にあたっての検討材料の一つとして、条例制定検討会で配布させていただいております。素案については、条例制定検討会、ワークショップ、事業者、地域活動団体の方からの御意見と市の男女共同参画における課題を踏まえて策定したものです。
169	○ 八王子市で男女共同参画条例がようやくつくられることはとても大事なことであり、広く市民に周知し、今後の運	市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体の皆様の御意見を取り入れて、取り組んで参ります。

	<p>営にあたって、長く女性の権利の向上などを学んでいる方々の意見を多く取り入れていただきたい。</p>	
170	<p>○ ジェンダーギャップ指数 120 位の日本で、八王子の条例が市民の声を充実反映させた良い条例になるよう願う。</p>	<p>御意見も踏まえ、本条例の内容に反映させていただきます。</p> <p>条例施行後は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めて参ります。</p>
171	<p>○ この条例の役割は大変大きい。市民の声を多く取り込んだ条例になることを希望する。条例制定を機に、男女平等をさらに進めたい。</p>	
172	<p>○ 男女平等社会を目指す条例が八王子市でもつくられるということは、とても喜ばしいことである。条例ができて終わりではなく、実効性のある内容にしてもらいたい。</p>	<p>条例施行後は、本条例で規定する推進計画の中で、男女共同参画をより推進するための施策を策定し、積極的に取組を進めて参ります。</p>
173	<p>○ 基本的に素案を支持する。ジェンダー平等の考え方を育てるには、子どもの頃からの教育が重要である。特に、集団生活を営む学校で日常的に考える場を作ることが大切である。先生方の教育に期待したい。</p>	<p>条例施行後は、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体と連携し、更なる男女共同参画の推進に努めて参ります。</p>
174	<p>○ 市民の啓発と同時、あるいは先立って、市長や市職員が十分な理解をもって推進にあたるという謙虚かつ積極的な姿勢が望まれる。こういった姿勢が条例や条例発効の際に示されると良い。</p>	<p>市が重要な推進力となるために、第 4 条「市の責務」では「責務を有する」という表現に修正します。</p>
175	<p>○ 基本理念にあるように、個人の尊厳の尊重と性別による差別的取扱いを受けないように、という点を大切にしながら、進めていってほしいと思う。</p>	<p>男女共同参画を推進する上で、全ての根幹となる考え方であると認識しております。</p>
176	<p>○ 日本国憲法にある個人の尊重と法の下での平等を基本とする条例となることを切望する。</p>	<p>条例であることから、日本国憲法における個人の尊重及び法の下での平等といった考え方は基本としています。</p>
177	<p>○ 「など」と「等」はどのように使い分けしているのか。</p>	<p>条例で用いる文言は「等」であるため、文言を修正します。</p>

178	○ 市歌の歌詞は条例づくりに大変反するものである。現在の市歌は廃止して、新しい市歌を作っていく方向を明記すべき。	本条例に個々の施策や事業は記載しません。
-----	--	----------------------